

スタートアップ応援事業補助金のご案内

創業初期の経費負担の軽減を図り県内の起業・創業支援を行うことを目的とした制度です

制度内容	事業資金の融資を受けて最初の利払日（融資当日に発生する利子も含む）の属する月から起算して 3 6 か月以内の対象融資の返済にかかる利子額を補助します。 （債務の不履行等により生じた延滞利息等は含みません）	
対象融資と利子補給率	対象融資名	利子補給率（補助率）
	「創業支援資金」（鳥取県）	年1.66%補助 （全額補助） ※事業承継を契機として雇用の維持・拡大を図る場合においては1.43%
	「新創業融資」（株）日本政策金融公庫 ※新創業融資のうち「女性、若者/シニア起業家資金」のみが対象となります	年0.83%分補助 （一部補助）
対象要件	次の（ア）または（イ）のいずれかに該当する者で創業支援資金の融資を受けた方、または日本政策金融公庫の新創業融資制度のうち女性または若者（34 歳以下）、シニア（55 歳以上）の方であって、「女性、若者/シニア起業家資金」の利用者である方 （ア）産業競争力強化法に規定する認定創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受けたことについて県内市町村長の証明を受けた者 （イ）商工団体の代表者から上記に準じる者として認められた者 ※（ア）（イ）は、各市町村の商工会議所や商工会等で実施される事業の受講者などが対象となります。詳しい内容は各商工団体や市町村へお問い合わせください。	
募集と申請時期	○随時募集 ○申請書の提出期限：創業支援資金及び日本公庫新創業融資の 借入れを行った日から3か月以内	
交付申請書類	以下の様式と添付書類①～③（③は対象者のみ）をご提出いただき、交付申請を行ってください。 （提出様式） ・ 交付申請書（規則様式第1号（第5条関係）） ・ 事業計画書・収支予算書（様式第1号（第4条関係）） 【申請時添付書類】 ①利子額が分かる書類 <創業支援資金の場合> 借入れに係る償還（計画）表の写し又は利息計算書等の写し（融資当日に支払う利子がある場合それが分かる資料も添付） <日本公庫新創業融資の場合> 支払明細書等の写し ②以下のいずれかの文書の写し ・特定創業支援等事業による支援を受けたことについて県内市町村長の証明 ・商工団体の代表者が上記に準じる者として認めたことが分かる文書 ③日本政策金融公庫「新創業融資」で申請する場合 日本公庫新創業融資で申請をする場合、融資を受けたことを証明する書類（（株）日本政策金融公庫が発行） 申請書類ダウンロード▶県HP http://www.pref.tottori.lg.jp/245509.htm	

お問合せ先

鳥取県商工労働部 産業振興課 産業支援担当
 電話：0857-26-7690 FAX:0857-26-8117
 （〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地）



補助金の交付決定から支払までの流れと注意事項

交付申請

創業支援資金及び日本公庫新創業融資の借入れを行った日から3か月以内に補助金の交付申請を行っていただきます。

交付決定

交付申請を受けた日から原則30日以内に交付決定通知書にて、県から申請者の方へ交付決定内容をお知らせします。

報告書の提出 (補助金の支払い)

補助対象期間中の各年度終了後及び補助対象期間終了後に、利子支払い状況についての報告書を提出いただきます。
提出いただいた書類の検査後に、県から各年度の補助金の精算払いが行われます。

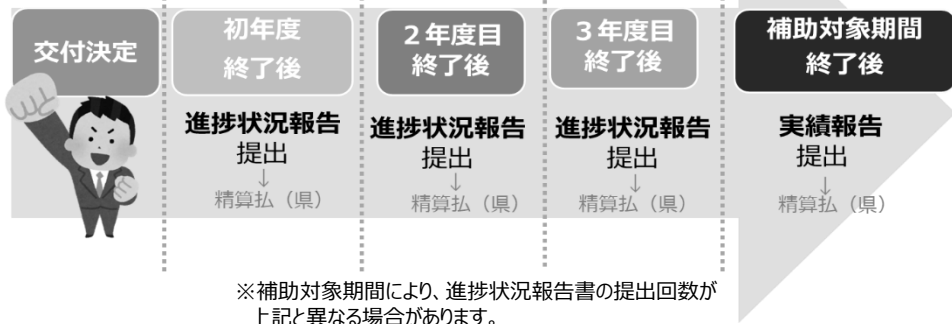
1. 進捗状況報告書

提出期日	提出様式・添付書類	内容
各年度（補助対象最終年度を除く。）の翌年度の4月20日までに提出	<input type="checkbox"/> 様式第3号（第7条関係） <input type="checkbox"/> 金融機関へ利子を支払ったことが証明できる資料（計画表や予定表は不可）	報告書の提出後、県で内容を検査し、当該年度分の補助金の支払を行います。

2. 事業実績報告書

提出期日	提出様式・添付書類	内容
補助対象期間終了日から 20日以内	<input type="checkbox"/> 規則様式第5号(規則第17条関係) <input type="checkbox"/> 様式第4号（第8条関係） <input type="checkbox"/> 金融機関へ利子を支払ったことが証明できる資料（計画表や予定表は不可）	報告書の提出後、県で内容を検査し、当該年度分の補助金の支払を行います。

期日内に
ご提出ください！



■ その他注意事項

以下に該当する事項が生じた場合、申請書や証明書の提出が必要です。当初の交付申請書の内容から変更が生じる場合は、まずは県担当課（産業振興課）までお問合せください。

ア. 事業に関する重要な変更、事業の中止・廃止

当初の交付申請書の内容から重要な変更（利子の増額など）が生じる場合、また、やむを得ず事業を中止・廃止しようとする場合は、事前に変更承認書の提出が必要です。

イ. 氏名・法人名の変更、住所変更

氏名の変更や事業の法人化などにより申請者の名称変更が生じる場合や、当初交付申請書に記載した申請者の住所を変更する場合は、変更の証明となる書類の提出が必要です。